

## 目次

### 告示

- 宮城県議会定例会の招集（財政課）
- 建設業許可の取消し（事業管理課）
- 道路の区域変更（2件）（道路課）
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（9件）（都市計画課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（北部地方振興事務所）

### 選挙管理委員会

- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数（選挙管理委員会事務局）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数（同）

**宮城県告示第463号**

令和8年6月17日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 宮城県告示第464号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条の2第1項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 許可を取り消した年月日  
令和8年6月9日
- 2 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び 代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社大河工業 須藤 恵	大崎市古川福浦字新土手外 101 番地 1	般-3 第 22707 号
株式会社 I N L E 調 哲明	仙台市青葉区堤通雨宮町 3 番 18 号	特-3 第 22742 号

### 3 処分の内容

#### (1) 処分

一般建設業許可の取消し及び特定建設業許可の取消し

#### (2) 取消範囲

建設業の営業の全部

### 4 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確知できず、令和8年3月31日付け宮城県告示第293号で告示したが、同日から30日を経過しても被処分者から申出がなかった。

**宮城県告示第465号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 6 月 9 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 気仙沼唐桑線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市大峠山国有林 326 林班わ 1 小班地内から 同市大峠山国有林 326 林班わ 1 小班地内まで	前	7.6 ~ 10.0	55.0
	後	7.6 ~ 18.9	55.0

## 宮城県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和8年6月9日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上八瀬気仙沼線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市早稲谷 34 番 19 地先から 同市内松川 265 番 2 地先まで	前	4.9 ~ 16.3	438.8
	後	8.5 ~ 18.6	438.8

## 宮城県告示第467号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称  
仙塩広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第468号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称  
仙塩広域都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第469号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称  
仙塩広域都市計画高度地区
- 2 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第470号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称  
仙塩広域都市計画高度利用地区
- 2 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第471号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称  
仙塩広域都市計画防火地域及び準防火地域
- 2 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第472号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 仙塩広域都市計画地区計画
  - (2) 名称 錦ヶ丘西地区計画
- 2 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第473号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 仙塩広域都市計画地区計画
  - (2) 名称 栗生西部地区計画
- 2 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第474号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 仙塩広域都市計画地区計画
  - (2) 名称 新田東地区計画
- 2 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第475号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年6月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 仙塩広域都市計画地区計画
  - (2) 名称 愛子南地区計画
- 2 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、旧迫川右岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和8年6月9日

宮城県北部地方振興事務所  
 所長 大町久志

1 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和8年5月28日	大友利明	遠田郡涌谷町小里字守20番地2	理事
令和8年5月28日	中川幸夫	大崎市田尻蕪栗字長沢浦33番地14	理事
令和8年5月28日	黒澤長一	遠田郡涌谷町吉住字裏越24番地2	理事
令和8年5月28日	菅原ひろみ	大崎市田尻大貫字大森52番地2	理事
令和8年5月28日	鈴木勝也	大崎市田尻蕪栗字伸蔭中29番地	理事
令和8年5月28日	千葉富男	大崎市田尻大貫字境17番地	理事
令和8年5月28日	佐藤春美	遠田郡涌谷町太田字堂ヶ崎40番地	理事
令和8年5月28日	菅原昭夫	大崎市田尻蕪栗字峯越45番地	理事
令和8年5月28日	伊藤徳雄	遠田郡涌谷町小里字五郎沢58番地3	理事
令和8年5月28日	中澤一雄	遠田郡涌谷町太田字台101番地3	監事
令和8年5月28日	伊藤英雄	大崎市田尻大貫字鹿飼道下40番地	監事
令和8年5月28日	瀬ヶ沼徳男	大崎市田尻蕪栗字上沢田54番地16	監事

2 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和8年5月27日	大友利明	遠田郡涌谷町小里字守20番地2	理事
令和8年5月27日	中川幸夫	大崎市田尻蕪栗字長沢浦33番地14	理事
令和8年5月27日	伊藤徳雄	遠田郡涌谷町小里字五郎沢58番地3	理事
令和8年5月27日	鈴木勝也	大崎市田尻蕪栗字伸蔭中29番地	理事
令和8年5月27日	千葉富男	大崎市田尻大貫字境17番地	理事
令和8年5月27日	佐藤春美	遠田郡涌谷町太田字堂ヶ崎40番地	理事
令和8年5月27日	菅原昭夫	大崎市田尻蕪栗字峯越45番地	理事
令和8年5月27日	黒澤長一	遠田郡涌谷町吉住字裏越24番地2	理事
令和8年5月27日	中澤一雄	遠田郡涌谷町太田字台101番地3	監事
令和8年5月27日	伊藤英雄	大崎市田尻大貫字鹿飼道下40番地	監事
令和8年5月27日	瀬ヶ沼徳男	大崎市田尻蕪栗字上沢田54番地16	監事

### 官選管告示第 34 号

令和 8 年 6 月 1 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 並びに第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 9 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による 50 分の 1 の数

37,676

2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

335,474

3 地方自治法第 80 条第 1 項の規定による 3 分の 1 の数

青葉選挙区	83,313	岩沼選挙区	11,960
宮城野選挙区	52,873	登米選挙区	20,368
若林選挙区	39,093	栗原選挙区	17,290
太白選挙区	66,157	東松島選挙区	10,670
泉選挙区	58,917	大崎選挙区	34,388
石巻・牡鹿選挙区	39,194	富谷・黒川選挙区	25,641
塩釜選挙区	14,664	柴田選挙区	22,051
気仙沼・本吉選挙区	19,447	亘理選挙区	12,612
白石・刈田選挙区	12,205	宮城選挙区	13,724
名取選挙区	21,967	加美選挙区	7,679
角田・伊具選挙区	10,867	遠田選挙区	10,637
多賀城・七ヶ浜選挙区	22,220		

**官選管告示第 35 号**

令和 8 年 6 月 1 日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 9 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

335, 474